

平成 26 年 1 月 27 日

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）等に係る銀行法施行規則等の  
改正案に対する意見の提出について

平成 25 年 12 月 27 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のと  
おり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあ  
げます。

以 上

項番	箇所等	確認事項等	理由等
<b>1 銀行等による議決権保有規制(いわゆる5%ルール)の見直し</b>			
1-1	第1条の3、第17条の2、第17条の7の3等	改正前に旧施行規則にもとづき取得、保有している議決権についても、改正後に取得した議決権と同様に、期間制限の緩和等が認められるとの理解でよいか。	確認のため。
<b>2 外国銀行の業務の代理・媒介に係る規制の見直し</b>			
2-1	第13条の2	外国において外国銀行の業務の代理又は媒介を行う場合、本邦銀行法にもとづく明示事項(施行規則34条の2の37)や情報提供義務(同34条の2の39)等、国内法にもとづき課せられている各種規制は適用されず、現地の法令等に従うとの理解で良いか。	確認のため。
2-2	第13条の2	外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介は、当該顧客の法人・個人といった属性や、当該国の居住・非居住といった属性に関わらず、提供可能との理解でよいか。	確認のため。
2-3	第13条の2	外国において外国銀行の業務の代理又は媒介を行う場合、本邦において、広く外国における当該サービスの紹介を行うことは、可能との理解でよいか。	確認のため。
2-4	第13条の2	施行規則第13条の2の「外国において行う場合」との定めについては、現地規制に適合する限りにおいて海外における支店の開設等の条件を設けず、行員の長期出張により代理又は媒介を行うことなども認められるとの理解で良いか。	確認のため。
<b>3 銀行の取締役等の選任・退任の事前届出</b>			
3-1	第35条	施行規則案第35条第一項第三号、三の二号、三の三号において、銀行を代表する取締役、常務に従事する取締役又は監査役、会計参与、会計監査人等を選任しようとする場合又は退任しようとする場合が届出の対象とされたが、以下の扱いについて伺いたい。 ①届出のタイミング ②取締役等の死亡や、株主総会における株主からの選任動議など、臨時・偶発的な理由による選任又は退任の届出	確認のため。
3-2	第35条	会社法第338条第2項では、定時株主総会において別段の決議がされない場合会計監査人が再任されたものとみなすとされている。この場合の、銀行法施行規則第35条第1項第3号の3の「会計監査人を選任しようとする場合」の事前の届出の扱いについて伺いたい。	確認のため。